

令和8年3月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八幡平市長 佐々木孝弘

市町村名 (市町村コード)	八幡平市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	間羽松 (間羽松)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農地の分散が著しい
- ・小区画の圃場や水田として活用できない農地が点在している
- ・「人」で農地の貸借をしてきたため、近隣集落への耕作や近隣集落からの耕作があり効率が悪い

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻は、圃場整備や直播栽培の導入等を検討し、作業の効率化や労働力の低減等を目指していく。畑作は、生産能力の向上を図るため、水路ごとに集積・集約を目指し話し合いを重ねて行きたい。また、耕畜連携等による循環型農業を実践し、環境に配慮した農業経営体の仲間を当集落から広げて行きたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	169 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	169 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作を継続できなくなった農地については保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の中心経営体への農地集積・集約を集落全体で進め、併せて集落で耕作している集落外の経営体への働き掛けにより、農地の集積・集約を進めて行く。また、中心経営体等の農作業に支障がない範囲で、農業を担う者により農地の利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落の農地の貸し借りは、中間管理機構を基本とし、段階的に中心経営体への集積・集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
小区画圃場や水田として困難な農地の作業環境や生産性向上のため、圃場整備を進めて行く。必要に応じて、水系を一にする隣地集落を含む環境整備を目指していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落の中心経営体の法人化や地域の若い農業者の育成、新規就農者の確保等、集落の新たな後継者確保に向け、JAや普及センター、土地改良区などの関係機関との連携を図り、制度の共有や農地の斡旋、栽培技術指導等、具体的な支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内の担い手により集落農業の維持を図っていくことが前提であるが、現状で担い手がカバーできない農地は、JA新いわてや集落内外の法人への刈取り作業や乾燥調整等の委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--